

各指定障害福祉サービス事業者 様  
各指定障害者支援施設 様  
各指定障害児通所支援事業者 様  
各指定障害児入所施設 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課課長

令和2年度障害福祉サービス等の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出  
及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出について

日頃、静岡県の障害福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記届出について、下記により提出いただきますようお願いいたします。

なお、前年度の利用者数の実績に応じて適用要件が定められている体制（サービス費）又は加算については、適用の変更の有無にかかわらず、毎年度届出が必要です。該当する事業者は必ず届出を提出してください。

記

1 提出期限（全サービス共通）

	適用日	提出期限
前年度利用者数等の実績に応じて適用要件が定められている体制又は加算	令和2年4月1日	令和2年4月15日（水）必着 <sup>※1</sup>
上記以外の体制又は加算	令和2年4月1日	令和2年3月15日（日）必着 <sup>※2</sup>

※1 前年度の利用者数等の実績に応じて適用要件が定められている体制・加算について4月1日から適用を受けようとする場合は、前月15日までの届出が困難であるため、4月1日以降に実績が確定してからの届出により、4月1日に遡って体制・加算の適用を認めています。（詳細は別紙補足のとおりに）

なお、令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする場合は、別途計画書類の提出が必要です。今後国から発出される予定の統合後様式を、4月15日までに別途提出してください。

※2 サービス費の加算を変更する場合（単位数が増える場合に限る）は、算定を開始する前月15日までの届出が必要です（※1に該当する場合を除く。）。

2 提出書類

(1) 共通様式

事業所又は施設ごとに作成して下さい。

障害者総合支援法関連 (障害者向けサービス)	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（サービス別）
児童福祉法関連 (障害児向けサービス)	障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
	障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（サービス別）

## (2) 添付書類

添付の必要な書類については、次のチェック表を確認してください。

障害者総合支援法関連 (障害者向けサービス)	届出が必要となる体制届における必要書類・チェック表
児童福祉法関連 (障害児向けサービス)	届出が必要となる体制届における必要書類・チェック表

・様式等の内容が変更になった場合や追加で添付書類等の提出が必要になった場合は改めて御連絡します。

3 提出部数 1部 (※事業所控え分の部数は含まれていません)

4 提出方法 県庁福祉指導課に、持参又は郵送にて提出してください。

<郵送の場合>

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部福祉指導課 障害指導班

<持参の場合>

県庁西館5階 健康福祉部福祉指導課 (建物の西側のフロアです。)

担当 障害指導班 (電話) 054-221-3772

メール shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp